

平成19年 3月14日（水曜日）

出席議員（18名）

議 長	八 田	外 茂	男 君		9 番	中 川		達 君
1 番	夷 藤		満 君		10 番	南	守 雄 君	
2 番	小 谷	一 也 君			11 番	中 村	哲 彦 君	
3 番	能 村	憲 治 君			12 番	黒 田	泰 三 君	
4 番	北 川	進 君			13 番	中 居	治 君	
5 番	清 水	文 雄 君			14 番	田 中	祥 次 君	
6 番	水 口	裕 子 君			15 番	米 田	満 君	
7 番	渡 辺	旺 君			16 番	堂 下	清 孝 君	
8 番	野 村	輝 久 君			17 番	重 原	義 之 君	

説明のため出席した者

町 長	八 十 出	泰 成 君			まちづくり政策部 情報政策課長	谷 口 源 成 君
助 役	浅 田	裕 君			町民福祉部 町民生活課長	川 口 克 則 君
教 育 長	浜 田	寛 君			町民福祉部 健康推進課長	夷 藤 涉 君
まちづくり 政策部長	西 尾	雄 次 君			町民福祉部介護福祉課長兼 地域包括支援センター所長	黒 田 邦 彦 君
町民福祉部長	夷 藤	芳 夫 君			都市整備部産業振興課長 兼企業立地推進室長	荒 家 良 樹 君
都市整備部長	中 本	英 夫 君			都市整備部 都市建設課長	黒 田 孝 雄 君
教育委員会 教育次長	高 木	和 彦 君			会 計 課 長	長 丸 信 也 君
消 防 長	島 田	敏 郎 君			教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	北 雅 夫 君
企 業 局 長	米 永	竹 男 君			教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	出 川 常 俊 君
総 務 部 長	田 中	徹 君			企 業 局 水 道 電 気 課 長 兼 新 エ ネ ル ギ ー 開 発 対 策 室 長	八 田 精 三 君
総 務 課 長	向	貴 代 治 君			企 業 局 下 水 道 課 長	中 西 昭 夫 君
まちづくり政策部 企画財政課長	橋 本	稔 君			消 防 本 部 次 長 兼 消 防 署 長	東 耕 三 君
まちづくり政策部企画財政課参事 兼行財政改革推進室長	山 田	吉 弘 君				

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 生 田 康 久 君 事務局書記 東 康 弘 君

議事日程（第3号）

平成19年3月14日 午後2時開議

日程第1

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成18年度内灘町一般会計補正予算（第6号）〕から

議案第52号 内灘町道路線の廃止についてまで

追加議案の上程

日程第2

議案第53号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

提案理由の説明

日程第3

選挙第1号 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第4

議会議案第1号 内灘町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出について

議会議案第2号 内灘町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について

午後2時15分開議

開 議

議長【八田外茂男君】 傍聴の皆様には大変お忙しい中、本会議場にお越し賜り、まことにありがとうございます。

議員各位におかれましては3月2日の開会からきょうまでの長期間にわたり、精力的にご審議いただいているところであります。

本日は最終日でありますので、適切かつ妥当な議決を賜りますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長【八田外茂男君】 本日の会議に説明のため出席している者は、2日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。

なお、奥村忠男総務部長より、本日の会議を欠席する届け出がありましたので、ご了承願います。

議案一括上程

議長【八田外茂男君】 日程第1、去る3月5日、各常任委員会に付託いたしました議案第1号専決処分の承認を求めることについて〔平成18年度内灘町一般会計補正予算（第6号）〕から議案第52号内灘町道路線の廃止についてまでの52議案及び継続審査となっております陳情第9号、陳情第10号を一括して議題といたします。

常任委員長報告

議長【八田外茂男君】 これより各常任委員会における議案の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

重原義之総務常任委員長。

〔総務常任委員長 重原義之君 登壇〕

総務常任委員長【重原義之君】 平成19年第1回定例会において、総務常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長及び関係部課長等から、それぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第1号専決処分の承認を求めることについて〔平成18年度内灘町一般会計補正予算(第6号)〕第1条歳入歳出予算の補正中、歳入第14款県支出金第3項委託金、歳出第2款総務費第4項選挙費については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第2号平成18年度内灘町一般会計補正予算(第7号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出第1款議会費第1項議会費、第2款総務費第1項総務管理費、第5項統計調査費、第7項交通安全対策費、第4款衛生費第3項上水道費、第9款消防費第1項消防費、第12款公債費第1項公債費、第13款諸支出金第2項基金費、第2条地方債の補正、第3条繰越明許費、第2款総務費第4項選挙費については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第11号平成19年度内灘町一般会計予算第1条歳入歳出予算中、歳入第1款町税から第19款諸収入については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

第20款町債については、採決の結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

歳出第1款議会費第1項議会費、第2款総務費第1項総務管理費、第2項徴税费、第4項選挙費、第5項統計調査費、第6項監査委員費、第7項交通安全対策費、第4款衛生費第3項上水道費、第9款消防費第1項消防費、第11款災害復旧費第1項公共施設公用施設災害復旧費、第12款公債費第1項公債費、第13款諸支出金第1項普通財産取得費、第2項基金費、第14款予備費第1項予備費、第2条債

務負担行為については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

第3条地方債については、採決の結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第20号内灘町副町長定数条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第23号内灘町助役及び吏員の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第24号内灘町自治功労者表彰条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第25号内灘町部制条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第26号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第27号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第28号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第29号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第30号内灘町公共用地取得事業基金条例を廃止する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第31号内灘町土地開発基金条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第32号内灘町税条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第42号金沢市・かほく市・津幡町・内灘町消防通信指令事務協議会の設置については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第43号石川中央広域市町村圏協議会の規約の変更については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第44号石川県市町村職員退職手当組合理約の変更については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第45号石川県町村議会議員公務災害補償組合理約の一部を改正する規約については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第46号石川県市町村消防賞じゅつ金組合理約の変更については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第47号石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合理約の変更については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、継続審査となっております陳情の審査の結果を報告いたします。

陳情第9号防災・生活関連を中心とした「公共事業」への転換と公共業務の民間化に反対する陳情書については、慎重に審査をした結果、引き続き継続して審査することに決しました。

陳情第10号「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情については、慎重に審査をした結果、継続して審査することに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として総務、企画等所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成19年3月14日

総務常任委員会委員長 重原義之

議長【八田外茂男君】 中川達文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 中川達君 登壇〕

文教福祉常任委員長【中川達君】 平成19年第1回定例会におきまして、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長、教育長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第2号平成18年度内灘町一般会計補正予算（第7号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第2款総務費第3項戸籍住民基本台帳費、第3款民生費第1項社会福祉費、第2項児童福祉費、第3項国民年金事務取扱費、第4款衛生費第1項保健衛生費、第2項清掃費、第10款教育費第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項社会教育費、第5項保健体育費、第3条繰越明許費、第3款民生費第1項社会福祉費、第10款教育費第2項小学校費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第4号平成18年度内灘町霊園事業特別会計補正予算（第2号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第7号平成18年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第8号平成18年度内灘町老人保健特別会計補正予算（第2号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第9号平成18年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第11号平成19年度内灘町一般会計予算第1条歳入歳出予算中、歳出第2款総務費第3項戸籍住民基本台帳費、第3款民生費第1項社会福祉費、第2項児童福祉費、第3項国

民年金事務取扱費、第4項災害救助費、第4款衛生費第1項保健衛生費、第2項清掃費、第10款教育費第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項社会教育費、第5項保健体育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第13号平成19年度内灘町霊園事業特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第16号平成19年度内灘町国民健康保険特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第17号平成19年度内灘町老人保健特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第18号平成19年度内灘町介護保険特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第33号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第34号内灘町公民館設置条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第35号内灘町体育施設条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第36号内灘町立保育所設置条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第37号内灘町子育て支援センター条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第38号内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第48号河北郡市斎場施設組合格約の一部を変更する規約については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第49号河北郡市広域事務組合格約の変更については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第50号請負契約の締結について〔鶴ヶ丘小学校校舎大規模改修工事（建築）〕は、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として教育、福祉等所管にかかわる事項について閉会中も調査をすることに決しましたので、申し出をいたします。

平成19年3月14日

文教福祉常任委員会委員長 中川達

議長【八田外茂男君】 田中祥次産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 田中祥次君 登壇〕
産業建設常任委員長【田中祥次君】 平成19年第1回定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長、助役及び関係部局長並びに関係課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第2号平成18年度内灘町一般会計補正予算（第7号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第5款労働費第1項労働諸費、第6款農林水産業費第1項農業費、第2項林業費、第4項国土調査費、第7款商工費第1項商工費、第8款土木費第2項道路橋りょう費、第3項都市計画費、第3条繰越明許費第8款土木費第3項都市計画費については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第3号平成18年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第5号平成18年度内灘町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）については、

妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第6号平成18年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算(第2号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第10号平成18年度内灘町水道事業会計補正予算(第2号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第11号平成19年度内灘町一般会計予算第1条歳入歳出予算中、歳出第5款労働費第1項労働諸費、第6款農林水産業費第1項農業費、第2項林業費、第3項水産業費、第4項国土調査費、第7款商工費第1項商工費、第8款土木費第1項土木管理費、第2項道路橋りょう費、第3項都市計画費、第4項住宅費については、採決の結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第12号平成19年度内灘町公共下水道事業特別会計予算については、採決の結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第14号平成19年度内灘町土地区画整理事業特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第15号平成19年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第19号平成19年度内灘町水道事業会計予算については、採決の結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第21号内灘町企業立地促進及び雇用の拡大に関する条例については、採決の結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第22号内灘町上下水道料金等審議会条例については、採決の結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第39号内灘町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、採決の結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第40号内灘町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、採決の結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第41号内灘町公共下水道条例の一部を改正する条例については、採決の結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第51号内灘町道路線の認定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第52号内灘町道路線の廃止については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として公共下水道事業、水道事業及び都市計画事業など所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成19年3月14日

産業建設常任委員会委員長 田中祥次

議長【八田外茂男君】 これをもって各常任委員長の報告を終わります。

質 疑

議長【八田外茂男君】 各常任委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討 論

議長【八田外茂男君】 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

16番、堂下清孝さん。

〔16番 堂下清孝君 登壇〕

16番【堂下清孝君】 議案第2号平成18年度内灘町一般会計補正予算(第7号)第2条地方債の補正、準幹10号線道路整備事業330

万円、第3条繰越明許費のうち第8款土木費第3項都市計画費の総合公園整備事業444万1,000円、蓮湖渚公園整備事業2億1,900万3,700円、それに伴う第1条歳入歳出予算の補正中、歳入第20款町債の補正については、次に述べる一括した理由で反対であります。

議案第11号平成19年度内灘町一般会計予算中、第3条地方債、準幹10号線道路整備事業2,520万円、総合公園整備事業1,350万円、それに伴う歳入第20款町債第1項町債2目土木費1節、2節及び歳出第8款土木費第2項道路橋梁費、3目道路新設改良費の準幹10号線道路整備費の関連予算、第8款第3項都市計画費2目向粟崎放水路道路整備事業負担金1,500万円及び3目公園費の総合公園整備事業の関連予算につきましては、去る5日の一般質問の中でもただしておきましたが、財政難だと言っている時期に住民が生活をしていく上においてどうしても急いでやらなくてはならない事業では決してないというふうに思うわけであります。

横浜市の中田宏市長がうまいことを言っておりました。「今の行政は動き出した事業はとめられないシステムになっている。しかし、行政の長はそれをとめる勇気を持つことが必要な時期もある」と述べておられました。

かつて旧七塚町でも遠塚地内の中央公園の事業に取りかかりましたが、財政的にどうしてもやりくりできない中途半端なものをつくるより、一たん中止をし、財政的に余裕ができるまで待ったということもありました。その後、バブル期を迎え、工事を再開して、今ではだれもがうらやましがらうような立派な公園が完成しているのであります。ずっとずっと以前の話であります、そんなことを聞いた記憶があるわけであります。

そういう事例も近い町であるわけでありますので、よって私は、以上述べた関連予算に対してこの時期に進めるべきではないということをお願い、反対するものであります。

次に、議案第33号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についても反対をいたします。

医療分で、昨年17.27%の引き上げに続き、19年度ではさらに11.21%と大幅に引き上げる案であります。介護分も昨年47.09%の続き、今年度もさらに4.79%の引き上げ案であります。今でも高い国保税や介護保険料は下げしてほしいというのが多くの町民の声であります。

かつて金沢市は、年間4億円以上の単年度で赤字が出て、値上げせず他会計からの繰り入れで賄ってきたことがあります。

当町においても、一般会計からの繰り入れで値上げを抑え、さらに2年連続値下げをして、かつて国内でトップクラスの高さであった国保税を世間並みに引き下げてきたという経過もあります。まさに長の考え方次第であります。

お金がないのではなく、住民を思いやる心がないと言わざるを得ないのであります。

よって、それに関連する値上げ案が含まれております議案第16号平成19年度内灘町国民健康保険特別会計予算及び議案第18号平成19年度内灘町介護保険特別会計予算についても反対するものであります。

次に、議案第21号内灘町企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例についても反対をいたします。

この条例に適合する企業は、軒並みバブル期をはるかに超える空前の利益を上げている会社であります。正規社員を置かず、ほとんどが非正規社員であったり、請負やパートでの雇用であります。限度額1億円も出し、また1人当たり50万円もくれてやる必要などどこにもないというふうに思うのであります。それよりも、もっと従来からある中小企業や地場産業、商店を思いやり、もっと助成し、育成すべきものであります。

次に、議案第22号内灘町上水道料等審議会を設置するための条例についても反対であり

ます。

この件につきましても一般質問でただしておきましたが、この審議会は料金を引き上げるための隠れみのにするための審議会と言わなくてはならないというふうに思うのであります。

以前は議会の常任委員会や特別委員会の中であらゆる角度から調査研究し、けんけんがくがく議論をして決めてまいりました。また、それが議会議員の仕事でもあったはずであります。議会制民主主義とはそういうものであるというふうに思っているのであります。

ちなみに、調べてみて改めて驚きました。審議会の委員は、前年度と比較してみますと215人ふえて842人、費用も258万8,000円ふえ3,000万928円にもなっているのであります。

議会議員を2名減らして627万円の減であります。審議会委員をふやして議員を減らす。これではまさに議会不要論の考え方に陥ってしまう危惧さえ覚えるのであります。

議会と執行部が切磋琢磨していく従来の姿に戻すべきだというふうに思うのであります。議会とも十分相談をしてやっていけば、これほどまでに審議会をつくる必要もないし、審議会は不要というふうに思われるわけでありませぬ。

よって、今回予算が提案されております議案第12号平成19年度内灘町公共下水道事業特別会計予算についても反対し、私の反対討論といたしますが、議員の皆様方の賛同が得られますようお願いをする次第であります。

なお、これからも議会で残って頑張っている方は、くれぐれも体に気をつけ、住民の負託にこたえていってくださるよう心から願っております。

本当に長い間、ありがとうございました。心よりお礼を申し上げ、討論とさせていただきます。

議長【八田外茂男君】 ほかに討論ありませんか。 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

表 決

議長【八田外茂男君】 これより議案の採決に入ります。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて〔平成18年度内灘町一般会計補正予算（第6号）〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定をすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第2号平成18年度内灘町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第3号平成18年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第4号平成18年度内灘町霊園事業特別会計補正予算（第2号）、議案第5号平成18年度内灘町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第6号平成18年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）の4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも

原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立全員であります。よって、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号の4議案は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第7号平成18年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第8号平成18年度内灘町老人保健特別会計補正予算（第2号）、議案第9号平成18年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第10号平成18年度内灘町水道事業会計補正予算（第2号）の4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立全員であります。よって、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号の4議案は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第11号平成19年度内灘町一般会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第12号

平成19年度内灘町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第13号平成19年度内灘町霊園事業特別会計予算、議案第14号平成19年度内灘町土地区画整理事業特別会計予算、議案第15号平成19年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算の3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立全員であります。よって、議案第13号、議案第14号、議案第15号の3議案は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第16号平成19年度内灘町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第17号

平成19年度内灘町老人保健特別会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第18号平成19年度内灘町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第19号平成19年度内灘町水道事業会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第20号内灘町副町長定数条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第21号内灘町企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第22号内灘町上下水道料金等審議会条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第23号内灘町助役及び吏員の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第24号内灘町自治功労者表彰条例の一部を改正する条例について、議案第25号内灘町部制条例の一部を改正する条例についての3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立全員であります。よって、議案第23号、議案第24号、議案第25号の3議案は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第26号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第27号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第28号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、議案第29号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号の4議案は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第30号内灘町公共用地取得事業基金条例を廃止する条例について、議案第31号内灘町土地開発基金条例の一部を改正する条例について、議案第32号内灘町税条例の一部を改正する条例についての3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立全員でありま

す。よって、議案第30号、議案第31号、議案第32号の3議案は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第33号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第34号内灘町公民館設置条例の一部を改正する条例について、議案第35号内灘町体育施設条例の一部を改正する条例について、議案第36号内灘町立保育所設置条例の一部を改正する条例について、議案第37号内灘町子育て支援センター条例の一部を改正する条例についての4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号の4議案は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第38号内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第39号内灘町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第40号内灘町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第41号内

灘町公共下水道条例の一部を改正する条例についての4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号の4議案は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第42号金沢市・かほく市・津幡町・内灘町消防通信指令事務協議会の設置について、議案第43号石川中央広域市町村圏協議会の規約の変更について、議案第44号石川県市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第45号石川県町村議会議員公務災害補償組合理約の一部を改正する規約について、議案第46号石川県市町村消防賞じゅつ金組合理約の変更について、議案第47号石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合理約の変更についての6議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立全員であります。よって、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号の6議案は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第48号河北郡市斎場施設組合理約の一部を変更する規約について、議案第49号河北郡市広域事務組合理約の変更についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも

原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立全員であります。よって、議案第48号、議案第49号の2議案は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第50号請負契約の締結について〔鶴ヶ丘小学校校舎大規模改修工事(建築)〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第51号内灘町道路線の認定について、議案第52号内灘町道路線の廃止についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立全員であります。よって、議案第51号、議案第52号の2議案は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、継続審査となっております陳情を採決いたします。

まず、陳情第9号防災・生活関連を中心とした「公共事業」への転換と公共業務の民間化に反対する陳情書を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、陳情第9号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

議長【八田外茂男君】 次に、陳情第10号「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、陳情第10号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案の上程

議長【八田外茂男君】 日程第2、追加議案の上程を行います。

議案第53号資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題いたします。

提案理由の説明

議長【八田外茂男君】 これより町長から追加議案に対する提案理由の説明を求めます。八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 議員各位におかれましては、3月2日の議会開会以来、連日にわたりまして慎重なるご審議を賜り、まことにありがとうございます。

また、今ほどは今定例会に上程いたしました議案第1号から議案第52号までの議案につきまして適切なるご決議を賜りまして、重ねて感謝申し上げます。

それでは、ただいま追加提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第53号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、平成19年3月31日をもって任期満了を迎えます現委員の砂山吉則氏を引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるとでございます。

以上、追加議案の提案理由につきまして説明をいたしましたが、どうぞ適切なるご決議を賜りますようお願いいたしまして、提案理由といたしたいと思っております。

議長【八田外茂男君】 提案理由の説明は終わりました。

質 疑

議長【八田外茂男君】 これより追加議案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討 論

議長【八田外茂男君】 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

表 決

議長【八田外茂男君】 これより、追加議案の採決に入ります。

議案第53号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立全員であります。よって、議案第53号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議長【八田外茂男君】 日程第3、選挙第1号石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【八田外茂男君】 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【八田外茂男君】 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、八田外茂男を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました私、八田外茂男を石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【八田外茂男君】 ご異議なしと認めます。よって、私、八田外茂男が石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

議案一括上程

議長【八田外茂男君】 日程第4、議会議

案第1号内灘町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出について、議会議案第2号内灘町議会会議規則の一部を改正する規則の提出についての2議案を一括して議題といたします。

提案理由の省略

議長【八田外茂男君】 お諮りいたします。本2議案につきましては、会議規則第39条第2項の規定により提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【八田外茂男君】 ご異議なしと認めます。よって、議会議案第1号、議会議案第2号の2議案については、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

質 疑

議長【八田外茂男君】 次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討 論

議長【八田外茂男君】 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

表 決

議長【八田外茂男君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議会議案第1号内灘町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立全員であります。よって、議会議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議会議案第2号内灘町議会会議規則の一部を改正する規則の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立全員であります。よって、議会議案第2号は原案のとおり可決されました。

閉会中継続審査及び調査

議長【八田外茂男君】 次に、議会運営委員長及び各常任委員長並びに各特別委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査並びに調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【八田外茂男君】 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査並びに調査に付することに決定いたしました。

議長【八田外茂男君】 以上で今回の定例会に付議されました議件は全部議了いたしました。

町長あいさつ

議長【八田外茂男君】 ここで、町長から発言を求められていますので、これを許しま

す。八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 この場をおかりしまして、議員各位に一言お礼を兼ね、ごあいさつを申し上げたいと思います。

この3月2日から開会をいたしました本定例会におきまして、本会議並びに各委員会を通じて慎重なご審議を賜り、平成18年度補正予算案、平成19年度予算案などを初めすべての案件を原案とおり可決いただきまして、厚くお礼を申し上げたいと思います。

審議の過程でちょうだいいたしましたご意見、ご指摘などにつきましては、今後の予算執行に当たりまして十分心して努めてまいりたいと存じております。

さて、町民の皆様の負託にこたえるべく福祉の向上と町勢進展のためにご尽力を賜りました議員各位の任期もいよいよ間近となり、皆様には議場でお目にかかるのも今任期中は緊急案件のない限り、本日をもって最後になるかと存じます。

国の推し進める三位一体の改革などにより、特にこの4年間の任期中は大変厳しい行財政運営を強いられた期間であったと存じます。この厳しい状況下にありまして、我が町の均衡ある発展のための北部土地区画整理事業、風力発電施設建設事業を初め内灘湊大橋橋梁整備事業、公共下水道整備事業等の都市の基盤づくりや、子育て支援センター、白帆台保育所などの子育て環境の整備、さらには小学校少人数学級の導入や小学校の英語教育推進などの教育環境の充実等ができましたのも、議員各位が情熱を傾け、この町のためにご尽力をされましたたまものと存じ、ここに深く敬意を表する次第であります。

来るべき統一地方選挙に挑戦される皆様におかれましては、全員おそろいでこの議場でお会いできますことを心からお祈りし、健康に十分留意をされてご健闘されんことをあわせてご祈念申し上げる次第でございます。

また、今期限りで議会議員の職を辞される皆様におかれましては、これまで町政運営に際しましてご尽力を賜りましたことに重ねて厚くお礼を申し上げますとともに、感謝の意を表するものであります。

終わりに臨みまして、議員各位のこれまでのご功績をおたたえし、ご健康とご多幸をお祈りいたしますとともに、私どもにいただきました温かいご理解とご支援に対しまして、改めて深く感謝を申し上げます、私のごあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。

閉議・閉会

議長【八田外茂男君】 閉会に先立ちまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、時節柄公私ともに何かとご多忙にもかかわりませず、3月2日以来13日間にわたり熱心にご審議を賜り、本日を迎えることに対しまして、議長として厚く御礼を申し上げます。

先ほど町長がごあいさつの中で言われたとおり、議員の任期もあと1カ月余りとなっております。

平成15年5月以降、この議場において活発な議論を交わした一方で、議会みずからが改革に取り組む姿勢の一環として、議員定数2名の削減を初めとするさまざまな改革に取り組んできたところであります。

私も微力ながら前議長の後を引き継ぎ、議員の皆様のご理解、ご協力のもと取り組んできました。

いよいよ来月にはそれぞれの立場で厳しい選挙戦が展開されるわけではありますが、健康にはくれぐれも留意の上、格段のご努力と奮闘をされ、歩む道は県政、町政と分かれますが、再び議会の場に立たれますよう心よりお祈り申し上げます次第であります。

また、今任期を最後に議員生活を終えられる方々には、これまでのご功績に感謝を申し

上げるとともに、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、町執行部におかれましては、町民福祉の向上と町勢の発展のため、なお一層の努力をお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

以上をもちまして、平成19年第1回内灘町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時27分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、こ
こに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員